

入交電設株式会社「行動計画」

従業員が仕事と家庭を両立させ、各々の能力を十分に発揮できるよう、職場の環境整備や風土改革に取り組み、ワークライフ・バランスの一層の推進を図ります。

計画期間：令和元年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日まで

【目標】

育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、育児短時間勤務、労働基準法に基づく産前産後休業、雇用保険法に基づく育児休業給付など出産、育児に関する諸制度を従業員に周知させ、情報提供を積極的に行うこととする。

3 歳未満の子供を育てる従業員に対して短時間勤務、またはその他の制度を積極的に活用できるよう推進する。

【対策】

- ① 厚生労働省のリーフレットなどの情報を事業所内に掲示して、従業員への周知を図る。
- ② 出産を控えている従業員が希望する場合には、専門家（顧問社会保険労務士）を通じて個別に産前から育児休業までの休暇及び給付金に関する制度等の説明をする機会を設ける。
- ③ 妊娠中及び出産後に育児全般に関して、従業員が気軽に相談できる窓口を社内総務部に設置する。
- ④ 3 歳未満の子どもを育てる従業員に対して、短時間勤務及びフレックスタイム制等の制度を周知徹底し活用を図る。

【目標 2】

若年層に対してトライアル雇用を通じて採用募集を行い、広く雇用機会の場を提供し、雇用の定着を図る。

【対策】

- ① 若年者に対するトライアル雇用についての制度利用を検討し、公共職業安定所を通じて若年者層の雇入れを行う。
- ② 若年層の雇用定着のための職務研修を実施し、必要な知識の習得を図る。